



広報 おんが

11月号 No. 205

発行 昭和52年11月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



がまん がまん

(鬼津子供会早朝座禅会から)

人のうごき (9月の住民基 本台帳から)

人口	11,524人(+19)
男	5,528人(+13)
女	5,996人(+6)
世帯数	3,197戸(+5)

()内は前月比

11月の書簡用語
 晩秋、暮秋、向寒、寒気
 小春日、落葉、秋気

③ 文化の日
 立冬
 七五三
 勤労感謝の日
 つばき(誇り)
 トパーズ(友情)

霜月(しもつき)
 霜がしきりに降るので霜降
 月、それを略して霜月とい
 う。

11月のこよみ



歳入

款	項	目	金額 (千円)
交通安全対策特別交付金			442
分担金及び負担金			31
国庫支出金	今古賀学習等供用施設建設補助		30,100
	防衛施設周辺整備事業交付金		11,456
	屋内体育館補助(増加分)		9,823
	災害復旧事業補助金ほか		8,125
計			59,504
県費補助金			4,007
繰入金			△16,267
繰越金			87,992
諸収入			32,170
町債			18,800
合計			186,679

昭和52年9月、定例議会はさる9月22日開会されて以来、昭和52年度遠賀町一般会計補正予算など14の議案について慎重に審議の結果、一般会計補正予算の一部を修正したほか全議案を原案どおり可決し、10月4日、閉会となりました。

9月議会から
遠賀霊園条例が制度化
一般会計で一億八千六百万円を補正

歳出

款	金額 (千円)	備考
総務費	26,230	土地開発公社出資金21,000千円 交通安全対策費642千円ほか庁舎管理費など
民生費	10,312	別府集会所9,118千円ほか
衛生費	893	衛生関係事務管理費
農林水産費	2,113	同和对策事業費1,883千円ほか
土木費	27,132	県道黒山～広渡線負担金 4,500千円 尾倉踏切改良工事負担金 2,700千円 柳田川改良工事 11,456千円 蓮角川改良工事 4,000千円ほか
消防費	50	消防団員退職報償金
教育費	107,449	島門小学校整備費ほか 6,866千円 浅木小学校整備費ほか 5,942千円 広渡小学校整備費ほか 16,529千円 遠賀中学校整備費ほか 14,308千円 今古賀学習等供用施設建築費2,500千円
災害復旧費	12,500	農林施設災害復旧費
合計	186,679	

一般会計補正予算

歳入、歳出それぞれ一億八千六百六十七万九千円で、内訳は別表のとおりですが、今回は主として教育関係施設の整備、ならびに今古賀学習等供用施設の建設費、そ

条例関係

れに柳田川改良工事費などが計上されています。

議案第49号

遠賀町消防費じゅつ金条例の一部改正について

非常勤消防団員等についての損害補償の基準を定める政令が改正施行されたため、これに伴ない条例の整備をしたものです。

議案第50号

遠賀町農業共済条例の一部改正について

農業災害補償法の規定により、昭和53年産麦に適用する共済金額が、農林省の告示により変わりましたので、「農作物蚕繭共済単位当たり共済金額選択要領」に基づき従来1キログラム当たり80円が130円の選択となったものです。

議案第51号

遠賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について

従来、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分の予定価格は2千万円でしたが、地方自治法施行令の改正に伴ない3千万円となりましたので、条例の一部改正となったものです。

議案第52号

遠賀町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律にもつき、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理をはかるための委員会設置の条例です。

なお、議案第53号は、この委員会の委員を非常勤特別職としての規定に伴う条例です。

議案第54号

遠賀霊園条例の制定について

現在、町内虫生津地区に施工中の遠賀霊園(規模四千五百基)の墓地公園施設として、公衆衛生、公共福祉の見地から、霊園の管理及び使用等について新しく条例化したものです。

なお、議案第55号は、遠賀霊園の管理運営を健全かつ円滑に施行するために基金制度を設けた条例です。

議案第56号

遠賀町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について

普通地方公共団体の財産については、交換、出資の目的として使

用すること、及び適正な対価なくして、譲渡、貸付けをすることは、原則として禁止されていますが、地方自治法の規定によって、

一般の取扱い基準を条例化することが認められ、財産管理運営の円滑化を促進しようとするものです。

議案第57号

遠賀町住宅新築資金等貸付条例の制定について

この条例は、同和地区等歴史的、社会的理由により、生活環境等が阻害されている地域の環境を改善するために、新築、改修等に要する資金の貸付について、国の制度の改正に伴ない、従来の住宅改修資金貸付条例を全面改正したものです。

議案第58号

遠賀町土地開発公社の設立について

最近都市化等の進展により、道路、公園、学校敷地など公共用地の取得が困難となっており、また、今後計画的に公共施設を拡充するためには、公社を設立し、一元的に土地取得を行い、公共福祉の増進に資そうとするものです。

これが「逆差別」なのだろうか

①

「同和地区に対しては、特別の行政施策がおこなわれています。他にも貧困な地区があるのに、これは、むしろ逆差別になるのではないでしようか」
こんな考え方を内心もっている人は案外多いと思います。

同和对策審議会答申、同和对策特別措置法にもついで基本的人権を保障するため、「部落差別」をなくす行政施策は、部落の生活環境の改善

。社会福祉の充実
。産業・職業の安定
。教育文化の向上
などを内容として、総合的に行われなければならない

ません。
これらの行政施策は通常、「同和对策事業」と呼ばれています。が、「部落」なるが故に解決されずに取り残されている問題や、また劣悪な環境そのものを、見たり考えたりしないで判断するから、「部落」ばかりがよくなる」とか「逆の差別ではないか」などという一方的な見かたや、考え方をもちようになるのではないかと思えます。そこで、「部落」に対してなげこのような行政施策が行われるのか」ということについて考えてみましょう。

名目だけの「解放令」

同和地区の人々は、三百年の長

差別をなくそう

い徳川幕藩体制のもとで、最低の身分におしこめられ、きびしい差別と迫害を受けてきました。それが明治4年の太政官布告によって身分制度はなくなり、差別の歴史は終わるべきであったわけですが、しかしながら、この解放令は形式的なものにとどまり、単に「えた・非人」の呼称を廃止し、身分と職業を平民なりに扱うことを制度上で示したにすぎません。現実の社会生活において、実質的な解放を保障するものは何もありません。

自分の力でよくすることもできず、「部落」を残存させる大きな原因となったのです。

「部落存続」の原因は不徹底な改革にとどまった明治政府が残した封建遺制のためというだけではありません。その後の日本資本主義社会の中で、一般勤労者の賃金や所得をおさえるために「部落」はまことに都合のよいものとして利用されてきたという事実が見落とされてはなりません。

新憲法の今日でも、「部落」は法や道徳に反して差別が残り、市民的権利と自由がきわめて不十分しか保障されていないのです。

昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が出され、日本国憲法の理念にのっとり、すべての国民に、基本的人権の享有を保障するために、今まで歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている「部落」について、国及び地方公共団体が協力して行う事業が10カ年計画で実施されることになったのです。

以上の経過でわかりますように現在行われている「同和对策事業」は、百年前、「解放令」とともに実施されなかったことを、遅ればせながら、百年後の今日実施している当然の行政施策であるという性格をもっているのです。

(以下次号)

こういう方はいらっしゃいませんか

役所や公社等の仕事について説明になっとくできない。このようにしてほしい。処理がまちがっている。どうすればよいか分らない。処理がおそい。不親切なあつかいをうけた。

など役所や公社等に対する苦情や要望などを持っているが、関係の役所や公社等には申し出にくいとか、どこに行けばよいか分らないという方はいらっしゃいませんか。

行政管理庁の行政相談はこのような方の苦情や要望をお受けして、その解決や実現を図るお手伝いをしています。

申出は簡単です

申出は、直接口頭でなさることをお勧めしますが手紙や電話でも結構です。取扱いは無料です。自分の名前を出したくない方、

申出の内容を秘密にしたい方は、御希望に添うようにいたします。お気軽に行政相談委員か、行政監察局にお申出下さい。

行政相談委員と行政監察局

行政相談委員は、行政管理庁長

お気軽に行政相談を

官が特にお願いして、皆様の苦情や要望の相談相手となってもらっている民間の有識者です。

全国の市区町村の区域ごとに原則として一人以上配置され、いつでも相談に応じております。

また、役場や公民館などで定期的に相談所を開いたり、巡回して相談所を開いたりしています。

遠賀町では、行政相談委員を広渡の石橋多七氏(電話0223)にお願いをして皆様の相談を受けています。

他に九州管区行政監察局(092-431-7085)でも相談を受けています。

このいろいろものを扱います。国の仕事をはじめ、国鉄電々公社、専売公社、公庫公団、事業団の仕事、都道府県や市区町村が国から任せられたり、補助金を受けて行っている仕事なら何でも扱います。

扱っていないもの

刑事事件、民事事件は扱いません。また、役所や公社等の仕事であっても裁判中のものや、裁判所の決定、命令、判決のあったもの、捜査中のもの、政治問題となっているものは取り扱いませんので御承知おき下さい。

狩猟期の事件、事故を防止しましょう

防止しましょう

今年も11月15日から狩猟期間に入りますが、毎年狩猟期には、猟銃等による人身事故や、狩猟法違反、銃刀法違反などの事件、事故の発生が増えています。

そのため、狩猟に際しては法令やマナーを守り、猟銃、空気銃による事件、事故を防止するために次のことを守りましょう。

※狩猟前の心得

・狩猟前に鳥獣保護区、休猟区、公園などの狩猟禁止場所を「鳥獣保護区位置図」などで調べておく。



・跳弾のおそれのある石壁、水面などを撃たない。グリーブで狩猟するときは、お互いの位置を知らせ確かめあう。

※銃の携帯と保管上の心得

・銃はケースか袋に入れて携帯、運搬する。銃を携帯、運搬するときは「たま」を装着しない。銃の保管は「たま」を抜き分解し、銃保管庫にカギをかけて保管する。

・銃や「たま」を車の座席やトランクなどに放置しない。

・銃保管庫は、人目につかない安全な場所に固定して設置する。

※「たま」の購入と保管上の心得
・「たま」は計画的に必要なだけ購入し、残弾がでないようにする。

・「たま」は実包保管庫にカギをかけて保管する。

・実包保管庫は、人目につかない安全な場所に固定して設置する

※遠賀町では、鹿児島本線の南側全域が休猟区になっています。

一日二千二百三十六円
一時間二百八十円

福岡県(地域別)最低賃金が改正されました。福岡県内の事業場では、昭和52年10月24日以後、この最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、この最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含まれていません。なお、産業別最低賃金(全10業種)も改正するため審議されています。くわしいことは八幡労働基準監督署(電話093-671-6136)へお尋ね下さい。

新入学児の健康診断

昭和53年度(来年4月)新入学児童の健康診断を次の日時で行ないます。新入学児は必ず受診するようにして下さい。

▽日時 昭和52年11月29日

(火)

・浅木小学校区
12時~12時30分受付

・13時より検査開始

・鳥門、広渡小学校区
12時30分~13時受付

13時30分検査開始

▽場所 遠賀町中央公民館

戦傷病没者の遺族・配偶者の方へ

戦傷病者の妻に対する特別給付金について

戦傷妻特給(ろ号)の受給権を取得し、昭和52年7月14日において増加恩給等を受給中のの方は継続の手続をして下さい。期限は55年7月13日までと成っております。

増加恩給、障害年金等一取症以上……30万円
傷病年金、障害年金等二取症以上……15万円。

戦没者の妻に対する特別給付金の範囲の拡大及び戦傷分の継続について

▽新権利者(基準日昭和52年10月1日)

・支給対象者
再婚解消妻に係る再婚解消期限の延長(昭和21・2・1―昭和28・7・31)により昭和51年7月1日において遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得した者。

・請求期間昭和55年9月30日まで
・支給額 20万円、10年償還記名

▽戦傷分(基準日昭和52年7月14日)

・支給対象者
戦傷妻特給(ろ号)受給権を取得した者で、昭和48年4月1日前に当該戦傷病者が死亡したと

とにより昭和52年7月14日において、公務扶助料、遺族年金、遺族給与金、旧令殉職年金又は各省共済殉職年金を受給中の者

。請求期間昭和55年7月13日まで
・支給額 60万円 10年償還記名
国債

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給範囲の拡大についてのお知らせ

▽満州事変間(昭和6年9月18日から昭和12年7月6日まで)に公務上傷病にかかり、これにより昭和50年4月1日までに死亡した遺族で昭和50年4月1日現在公務扶助料等の受給者がいないこと。

▽特別弔慰金を受けることのできる遺族がない場合の戦没者と死亡当時生計関係が1年以上あった三親等内の親族。(伯叔、父母、甥姪、曾孫等) 施行日52年10月1日より時効年月日は55年9月30日までと成っております。

戦没者の父母に対する特別給付金の範囲の拡大及び継続について

▽新権利者(基準日昭和52年10月1日)

・支給対象者
再婚解消父母に係る改氏婚解消期限を延長(昭和21・2・1―昭和28・7・31日)により昭和

51年7月1日において、遺族年金、遺族給与金の受給権を取得した者。ただし戦没者死亡当時から昭和52年9月30日まで氏を同じくする子、孫がないこと。

。請求期間昭和55年9月30日まで
・支給額 10万円 5年償還記名
国債

▽継続(基準日昭和52年10月1日) 支給対象者

戦没父母特給(ほ号)受給権を取得した者で昭和52年10月1日において遺族年金、遺族給与金を受給中で、かつ同日までに同氏の子、孫がない者。

。請求期間昭和55年9月30日まで
・支給額 30万円 5年償還記名
国債

くわしくは住民課福祉係へ問合せ下さい。

英霊よ安らかなれ

しめやかに戦没者慰霊祭

10月18日、遠賀中学校慰霊祭塔前で、遠賀町戦没者慰霊祭がしめやかにとりおこなわれました。

過去の大战に散った英霊の御魂の安らかならんことを祈りつつ、また最愛の肉親を、夫を、子をつた遺族の方たちの心情を察しつつ、今日の平和の尊さをひしひしと感じる一日でした。

あなたの老後は大丈夫ですか



あなたご自身の年金権は確実に守られていますか。
今一度考えてみましょう。

「国民年金に加入しなくても福祉年金が70歳から受けられる」と誤解されている人もありますが、明治44年4月2日以降に生まれた人には老齢福祉年金は支給されません

国民年金に加入しなければならぬ人で、まだ加入されていない人は、年金のないさみしい老後を迎えることとなります。
国民年金には、必ず加入しましょう。

老後はだれでもが年金を受けられる、いわゆる国民皆年金時代を迎えています。

加入していただけますか

1日1円の交通共済

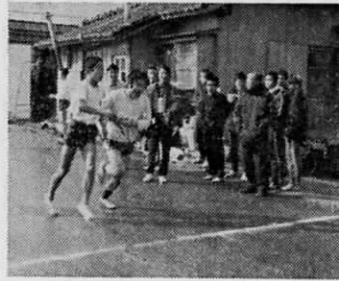
1日1円で最高90万円の見舞金を受けられる交通共済に加入していただけますか。
交通事故はここ数年減少してきていますが、まだまだ多くの人がケガをしたり亡なったりしています。

保険の見舞金をもらおうということはないにこしたことはありません。でも万が一の場合、交通共済が少しでもお役に立てばと、皆さ



開催します

第3回遠賀町 公民館対抗駅伝大会



町内各区の出場ならびに皆様方の多数の御声援をお願いします。

なお、詳細は後日、体育部長会で決定してお知らせします。

▽期日 12月18日(日)

▽場所 島門小学校(鬼津)尾崎の周回コース

第2回遠賀町 文化・芸能大会

日頃、公民館を中心に練習している成果を一同に会して発表会を開きます。多数の町民の皆様の御観覧をお願い致します。

▽期日 11月27日(日)
午前10時開演
▽会場 遠賀町中央公民館
▽内容

第12回遠賀町体育祭の結果

のとおりです。

秋の日差しがいつぱいに降り注いだ10月10日の体育の日、遠賀中学校グラウンドにおいて第12回遠賀町民体育祭が開催されました。当日は、終日好天に恵まれ、青空の下、22の競技に遠賀町民約三千人が参加して力いつぱいの応援と競技をくりひろげ「体育の日」にふさわしい有意義な一日を過ぎました。

なお、町民体育祭の開催について御協力いただいた町民の皆様方にお礼を申し上げます。

総合成績と各リレーの成績は次



・芸能関係
民謡、民踊、三味線、琴、詩吟
・展示関係(老人学級生、婦人学級生による作品展)
洋裁、和裁、生花、書道

第6回遠賀町民走ろう会

昨年度まで12月に開催しておりました町民走ろう会は、今年度は3月5日、日曜日に開催いたします。

また、この詳細については、2月号の町報、回覧でお知らせしますので、その間十分練習を積んでいただき、当日は子供さんからお年寄りの方まで多数出場される様をお願いします。

総合成績

- ①浅木②虫生津③木守④広渡⑤老良⑥今古賀

小学生リレー

- ①別府(河原美香、仲野修一、花田智子、花田謙一、矢崎府美代、安増孝児)
- ②広渡③浅木④尾崎⑤木守⑥東

中学生リレー

- ①浅木(森永、白石、川原田、金尾、本田、石松)
- ②虫生津③広渡④木守⑤旧停⑥遠賀川

青年リレー

- ①虫生津(古野孝子、仲山新吾)

縄手久里、仲山秀樹、縄手由美、新井政彦

混成リレー

- ①浅木(白木利男、岩辺土美恵、阿高文久、芳賀玉枝、毛利義夫)
- ②老良③木守④虫生津

三代リレー(各組の1着)

- 1組 広渡(重広新、紘一、カオル)
- 2組 鬼津(井口未広、一雄、弘之)
- 3組 今古賀(柴田正景、信和、武寛)
- 4組 老良(高崎昇、崇、俊一)
- 5組 今古賀(武谷実、忠雄、裕司)

親子リレー(各組の1着)

- 1組 木守(近松惣一郎、洋子、一郎、栄一)
- 2組 老良(原田清和、季、清生、誠)
- 3組 虫生津(縄手靖司、久子、由美、智香)
- 4組 松ノ本(柴田昭徳、清子、浩、祐二)
- 5組 虫生津(古野万三、早苗、孝子、由美子)
- 6組 浅木(毛利義夫、訓子、雅彦、俊治)

審判リレー

- ①消防署A(合原哲二、黒石正男、入江満、斉藤良一)
- ②役場B③小学校連合④役場C⑤役場A⑥消防署B

第4回遠賀町 少年剣道大会の結果

10月23日(日)午前9時から、第4回遠賀町少年剣道大会が遠賀中学校体育館で開催されました。午前中は町内の剣道教室生による学年別の個人戦が行なわれ、午後からは郡内各町の招待チームを含む12チームでその覇を競いました。

なお、開会式に当り遠賀中学校3年初段柴田芳浩君が力づよい宣誓を行いました。

成績は次のとおりです。

▽個人の部優勝

女子の部 野口真理子
小学生2年 大橋 雅志
小学生3年 石橋 仁裕
小学生4年 滝瀬 潤
小学生5年 柴田 能成
小学生6年 滝瀬 生
中学1年生 柴田 武寛
中学2年生 近松 一朗

▽団体の部
優勝 芦屋毛利武道館
準優勝 芦屋スポーツ少年団
3位 遠賀剣道教室A

消防119コーナー

使う火を

消すまで離すな

目と心

秋期全国火災予防運動

11月26日～12月2日

一般住宅やアパートの火災は全国
の建物火災の半数を越えており
昨年は火災により一、六三六人の
死者と九、三一七人の負傷者があ
り四〇、一五八世帯が被災され、
出火件数は六二、〇〇〇件を上廻
っております。

自力避難の出来ない幼児や体力
の条件の悪い高齢者の犠牲の多い
ことが、注目すべき点です。

家庭においては

▽幼児や老人だけを残して外出す
ることは極力さける。

▽幼児や老人の安全な避難方法を
十分考える。

▽就寝前の火の元点検とガスの元
栓を閉めた確認をする。

▽寝たばこは絶対やめ、またさせ
ないよう常に注意する。

▽自分が使う火は消すまで責任を

もち、常に安全を確める。

▽たばこの投捨は絶対しない。

職場においては

▽職場ぐるみで消火、通報及び避
難訓練を実施する。

▽消防用設備等を総点検し、いつ
でも使えるよう整備する。

▽非常口や通路には、物を置かな
い、置かせない。

▽職場教育により、職場の防火意
識を高めよう。

▽複合用途ビルの入居者は共同防
火について、お互いに責任を果
たそう。

※期間中は火災予防啓蒙運動の一
環として、役場サイレンを毎日午
前7時と午後8時の2回鳴らしま
すので、お知らせしますととも
に、秋の全国火災予防運動に皆さ
んのご協力をお願いいたします。

火災・救急
発生状況
(1月～9月)

救急	火災	遠賀	岡垣	水巻	芦屋	合計
167	0					
233	5					
328	11					
196	10					
924	26					

「でっかいのがあったよー」

鬼津老人クラブ

園児をイモ掘りに招待



鬼津老人クラブの方が丹精こめ
て作られたイモ畑に子供達の声が
びびきます。

料理研究会がありました

10月22日遠賀町中央公民館調理
室で、郡内の給食調理員さんの料
理研究会がありました。

味と調理技術の向上をめざし、
各学校の給食を実際に作って試食
し、お互いの参考としました。な
お、11月4日、二日市で昭和52年
学校給食料理コンクールが開か
れ、郡内からは、遠賀町給食セン
ターと岡垣町立山田小学校が参加
しました。



☆募集中

※「目で見える県政教室」参加者
詳細は、福岡県広報室(電話0
92177116050)へお
問い合わせ下さい。

※遠賀町詩吟同好会会員

年令、男女は問いません。初心
者のかたも気軽に入会して下さい。

▽例会 毎週水曜日

午後7時～9時まで

▽場所 遠賀町公民館別館

お問い合わせは豊沢猛(遠賀町役
場企画課、電話③1234)ま
でご連絡下さい。

※新有権者感想文

新有権者として、地方自治や国
政へ参加するにあたり、感した
り、考えたりしたことの感想文
を募集しています。詳細は、福
岡市中央区天神1丁目1の1、
福岡県選挙管理委員会へお問い
合せ下さい。

香典返しとご寄附

次の方々から町社会福祉協議会
にご寄付をいただきました。心か
ら故人のご冥福をお祈りし、厚く
お礼申し上げます。

故小野ナルゴ様

(尾崎) 小野英機殿

故宮田アサノ様

(尾崎) 宮田利男殿

たばこは町内で買いましょう

今月の税金

国民健康保険税

3期分

納期限 11月30日まで

期限内に完納しましょう

衛生係から

※乳児相談

▽期日 11月21日(月)

12月19日(月)

▽時間 10時~11時30分

▽対象者 1歳未満児

▽場所 役場保健室

▽持参品 母子手帳

▽内容 体重、身長等測定、食事等の相談

※ジフテリア・破傷風(二種混合)

▽期日 11月25日(金)

12月20日(火)

▽時間 受付 13時10分~14時

接種 13時30分~15時

▽場所 遠賀町公民館別館

(郵便局横)

▽対象者 第1期 生後24~48ヵ月児

第2期 第1期終了後

12~18ヵ月経過の幼児

▽接種方法

第1期 3回

第2期 1回

▽料金 15歳以上1回につき五百六十円

▽持参品 印鑑・朝の体温・料金以上がないと受けられないことがあります。

▽その他 15歳未満、生保及び準ずる世帯の方で接種希望者は、役場に印鑑を持参して下さい。問診票を配布致します。

※町内一斉野犬の薬殺について



最近野犬による被害が続発しています。このため狂犬病予防ならびに犬害防止対策として、毒物による野犬の毒殺を実施致しますので、お知らせします。

▽実施期間

昭和52年10月20日から

昭和52年12月20日まで

▽実施地区

町内一円

▽毒えさの表示

設置場所に赤旗をたてます。

▽注意事項

○毒えさは大変危険ですから設置場所には、絶対近寄らない下さい。

○遺棄飼いの犬条例により犬の放し飼いは禁止しています。

○放し飼いの犬が毒えさを食べて死亡しても責任は一切持ちません。

※未登録犬の捕獲について

昭和52年度秋期狂犬病予防注射が10月で終了しましたが、まだ相当数の飼い犬が注射を受けていないようです。犬を飼っている人は必ず毎年登録と注射(春秋2回)をしなければなりません。受けていない人は郡内、中間市内の獣医師にて注射(千円前後)を受けたのち注射済証・登録証(九百五十円)を役場まで受け取りに来て下さい。登録・注射をしていない犬は、野犬と見なして次の期間内に町内を巡回戸別訪問して捕獲致します。

▽期間 昭和52年12月1日から

昭和53年3月1日まで

※町指定ゴミ袋の販売について

現在遠賀町ではゴミの無届搬出を防止するため、役場指定のゴミ袋を各区、組長、婦人会、母子会等を通じて販売していますので御利用下さい。各區、組長、婦人会、母子会等で取り扱っていない地区の方は、衛生係で百枚単位、一枚10円で販売致します。市販の袋等を使用され

た場合に収集等もれがあった時には、その責任は負いません。

○ゴミは近所の人とまとめて収集しやすい所に出しましょう。

○もえるゴミ、もえないゴミ、大型ゴミはきめられた日にわけて出しましょう。

○道路工事中はゴミ収集車の通る所までゴミを持ち出して下さい。

○できるだけ水切りをよくして下さい。

○各区毎の袋取扱いは9月号の広報おんがに記載しています。

※毒へび(まむし)の血清保管について

役場衛生係では、毒へびの事故防止のため、まむし用の血清を保管しています。もしも、かまれたら御利用下さい。

表紙

こは鬼津常楽寺本堂。鬼津子供会の早朝座禅会です。いつもはここに顔で元気な子供達も、なにやらしんみょうな顔つきでじっと心を沈めています。でも時々おもしろいことでも思い出すのでしよう。ついつい……。間髪をいれずおしよさんの警察が肩に響きます。